

毎週火、金曜日発行(但休日となる日、土曜日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県警察本部

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和39年10月15日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	千代西尾泰章
同	野坂治賢

記

監査箇所	執行年月日
日野地方農林振興局	昭和38年7月11日~13日
倉吉	22日~24日
北条坂かんがい事業所	〃
北条用排水改良事業所	〃
小鴨川用水改良事業所	〃
東郷池沿岸排水改良事業所	〃
米子地方農林振興局	8月12日~13日
大沢排水改良事業所	〃
境港水産事務所	〃
鳥取地方農林振興局	19日~20日
八頭	28日~29日
鳥取県警察本部	11月6日
地方労働委員会事務局	〃
県会事務局	10月3日
人事委員会事務局	〃
商工課	3日

職業安定課	〃	4日
観光課	〃	〃
労政課	〃	〃
地下資源開発局	〃	3日
厚生援護課	〃	9日
婦人児童課	〃	10日
衛生課	〃	15日
予防課	〃	16日
保険課	〃	7日
秘書課	〃	18日
統計課	〃	5日
広報文書課	〃	16日
企画課	〃	17日
地方課	〃	29日
会計課	〃	〃
総務管政課	〃	11月 4日
人事課	〃	7日
職員厚生課	〃	〃

財政課

地方農林振興局	〃	〃
日野地方農林振興局	昭和38年7月11日—13日	監査 二平章賢
監査委員	浜田庄玉	中田玉章
同	千代西尾泰	野坂浩賢
同	野坂浩賢	野坂浩賢
倉吉地方農林振興局	昭和38年7月22日—24日	監査
北条浜かきがい事業所		
北条用排水改良事業所		
小鴨川用水改良事業所		
東郷池沿岸排水改良事業所		
監査委員	浜田庄玉	中田玉章
同	野坂浩賢	野坂浩賢

運営の概況について

地方農林振興局設置第2年次となり、各振興局とも農林行政の一元的な地方浸透と指導の総合化が図られつつあつて36年度に策定された地域農林水産振興計画に基づき諸事業等の推進につとめ、37年度からは農業構造改善事業、智頭、八東間基幹林道事業、天神川用水改良事業、箕蚊屋地区土地改良事業等の開発事業を実施又は計画するなど、地域に適応した各種事業の振興に努力し、各般の事務事業は概ね軌道に乗り、その運営は期待し得るものがあると認めた。

しかしながら、後述するよう、個々の事務事業の執行について検討すると、職員の充実、機動力の強化、権限の局への移譲、予算の早期分達、とくに補助事業の指導及び検査の徹底と補助金経理の適正化等検討善処すべき事業が少なくなく、また、業務の執行に關し附設機関と局との連けいが円滑に行なわれていない面もあるので、これら問題点の改善是正に格段の配意を望む。なお、36年度の定期監査で指摘要望された事項中、改

米子地方農林振興局	昭和38年8月12日—13日	9日	監査
大沢排水改良事業所			
境港水産事務所			
監査委員	浜田庄玉	中田玉章	野坂浩賢
同	野坂浩賢	野坂浩賢	野坂浩賢
鳥取地方農林振興局	昭和38年8月19日—20日	監査	
監査委員	浜田庄玉	中田玉章	野坂浩賢
同	千代西尾泰	野坂浩賢	野坂浩賢
同	野坂浩賢	野坂浩賢	野坂浩賢
八頭地方農林振興局	昭和38年8月28日—29日	監査	
監査委員	浜田庄玉	中田玉章	野坂浩賢
同	千代西尾泰	野坂浩賢	野坂浩賢
同	野坂浩賢	野坂浩賢	野坂浩賢

善是正されたものもあるが、いまだ改善されていないものがある。これらの点についても併せて配慮された。

各振興局の共通事項で主なるものは、次のとおりである。

1 職員の配置について

各振興局の監査時現在における職員の配置状況は次表のとおりで、36年度に比して43名(13.4%)の増員措置がなされ、執行体制の強化に努められていたが、いまだ全般的に人的不足が認められ、 臨時的任用職員

地方農林振興局別職員配置状況(附設機関を含む)

振興局別 課及び附 設機関	鳥 取		入 頭		倉 吉		米 子		野 野		合 計		備 考
	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	
振 興 課	19	(2)18	16	22	15	(3)29	(1)25	(1)28	(1)16	(1)21	(2)89	(7)118	局長含む 休職1名(米子)含む
林 業 課	(4)31	(1)29	(7)42	(1)45	(2)32	(1)30	(4)19	(4)18	(2)35	(4)34	(19)159	(11)156	
耕 地 課	(2)16	(3)16	(1)12	(1)11	19	(5)32	(6)19	(3)24	(1)7	(4)7	(10)75	(13)90	
計	(6)66	(6)65	(8)70	(2)78	(2)66	(9)91	(11)61	(8)70	(4)58	(6)62	(61)321	(31)364	

(31名)をもつて補われている。ことに、振興課にあつては各主任のもとに補助職員1名ないし2名あるいは兼務で諸業務が行なわれており、また、補助事業の指導及び検査業務は徹底を欠き、年度内に完成していない事業並びに事業効果が充分あつていないもの、補助金経理の処置が当を得ないもの等が少なくなく、さらに、工事の施工で、基礎工事施工時の監督が不充分と思われるもの等が散見されたので、事務事業長に依じた職員の配置につき検討善処を望む。

振興局費 課及び附 設機関別	鳥 取		入 頭		倉 吉		米 子		野 野		合 計		備 考
	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	36年度 人	現員 人	
用排水、畑かん 事務所	—	—	—	—	(2)9	(3)11	(1)2	—	—	—	(3)11	(3)11	37年度4事業所 38年度5事業所 (次が廃止) 1事務所
境 水産事務所	—	—	—	—	—	(3)11	(1)2	5	(4)58	(6)62	(34)359	(34)380	
合 計	(6)66	(6)65	(8)70	(2)78	(4)75	(12)102	(12)70	(8)75	(4)58	(6)62	(34)359	(34)380	
前年度に対する 増加率 (%)	—	—	—	—	137.9%	—	114.8%	—	106.9%	—	113.4%	—	

注() 書は臨時的任用職員で、外数である。

- 2 財産管理事務について
- 3 物品(備品)の引き継ぎについて

- 2 財産管理事務について
- 3 物品(備品)の引き継ぎについて
- 4 機動力の整備について

各振興局の機動力の配置状況は次表のとおりであるが、使用不能あるいは大修理を要するものが、全体の19.3%あり、また自転車が54.0%を占めている。

局員の活動範囲には遠隔地離地も多く、現状の機動力では事業活動に支障を来している面が少なくない。人手不足を補うため、あるいは業務の効率化を図るためにも、機動力の整備充実が必要と想料される。とくに、自転車はこれをオートバイに切替える等の措置について検討善処を望む。

機動力の配置状況 (振興局が保管管理しているもの)

種別 局名	オートバイ		スクーター		自転車		計
	台	合	台	合	台	合	
鳥取	(1)	4	7	7	(5)	22	(6)
倉吉	4	4	1	8	(3)	19	(4)
吉子	(1)	3	2	(3)	(13)	26	(17)
米子	3	3	2	(1)	2	12	(5)
							(1)
							29

日野計	3	5	(1) 8	(5) 16	(6) 27
	(2) 17	5	(6) 57	(26) 95	(34) 176

注() 書は内数で、使用不能または大修理を要するものである。

5 各課別事務事業の執行状況について (振興課)

(1) 農業構造改善事業について

ア 農業基本法にもとづく本事業は、36年度から42年度までに県下全市町村を実施地域に指定し、45年度(1地区3年間補助)まで完了する計画である。

実施初年度である37年度において総事業費171.754千円をもつて、一般3地区(国府町、河原町、西伯町、78.594千円)、パイロット2地区(赤碕町安田地区、江府町米沢地区93.160千円)を選定し、土地基盤整備(77.349千円)経営近代化施設

(94,405千円) 事業に着手していた。

37年度分の進捗率は、土地基盤整備事業で41%、経営近代化施設事業で51%と、その進捗状況は低調である。しかも、この進捗率は、後述のとおり、実績確認検査不十分に基く出来形不足額を含むと認められるので、実際は前記の進捗よりかなり低く遺憾である。

これは、国の基本方針の遅延、事業計画の中途変更等の事情により計画の策定及び認定が遅れ、年

1 農業構造改善事業実施計画

度後半において漸やく着手したところ豪雪に見舞われ、事業の大半を38年度へ繰越したもので、やむを得ない面も認められるが、次年度以降の実施計画に相当のつれを生じることとも予想され、農家の本事業に対する意欲の低下等をきたす結果ともなるので、本事業の推進につき、格段の配慮と努力を要望する。

なお、同事業の実施計画とその実施の状況は次表のとおりである。

地域名	事業区分	年次計画					備考
		37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	
赤碕町安田	土地基盤整備 経営近代化施設 計	千円	千円	千円	千円	千円	基幹作目 原料乳、米
		84,731	56,240	55,920	12,571	—	
江府町米沢	土地基盤整備 経営近代化施設 計	千円	千円	千円	千円	千円	和牛
		51,150	20,064	19,020	18,128	—	
		135,881	55,304	2,496	43,657	22,640	
		25,396	17,590	2,496	5,310	—	
		56,414	19,266	19,020	18,128	—	
		81,810	36,856	21,516	22,458	22,320	

00549

1 37年度の計画事業費17,754千円に対し、一般地区、パイロット地区併せて区画整理、暗渠排水、農道、牧道等土地基盤整備事業が31,673千円、共同農果所、共同集出荷所、トラクタター、穀物乾燥調整施設等経営近代化施設事業が48,290千円、合計79,963千円の事業実績となっているが、その実績確認検査が不十分なもの、施設の利用度が低いもの、あるいは補助金交付に当り、経理に適切を欠くもの等の事例が散見されたので適正かつ効率的な予算執行に留意するとともに、事業主体に対する指導監督の徹底を期されたい。

ウ 本事業の事業費は、設計時より実施時において賃金、資材等の単価が値上がりし、現行の定額補助では地元負担が過重となつて、事業完済のあい路となることが予見される。

この対策につき考究善処の要がある。

(2) 県有防除機具について

ア 病害虫防除所保管の監査日現在における防除機

具の現有状況は

農林振興局別	鳥取	八頭	倉吉	米子	日野	計	備	考
動力噴霧機等防除機具台数	台 (17)	台 (1)	台 (6)	台 (15)	台 (9)	台 (48)	○書は内数で、使用不能の数である。	
管内防除員数	人 55	人 26	人 34	人 60	人 27	人 200		
	人 35	人 22	人 33	人 35	人 15	人 140		

であるが、とくに、各所の動力散粉機はその保管台数のうち24.0%が使用不能で、このほか耐用年数を過ぎているものが相当台数ある。防除機具を更新し、有事即応の整備を計るべきと思料されるので検討善処されたい。

イ 防除機具の貸出、返納時の点検記録等管理に配慮が欠けている面が認められるので、今後充分留意し、善良なる管理につとめられたい。

ウ 病害虫防除員140名に委嘱(報酬476千円支給)し、病害虫発生予察活動を行っているが、除員よりの病害虫発生速報が完全に履行されていないも

00550

のが散見され、速報記録が不十分と認められるものも少なくないので、これが指導につき徹底を期されたい。

(3) 米飯提供業者登録について

本登録は申請により、毎年4月1日を更新期日とされているが、各振興局とも登録事務は遅延し、そ及登録されていく大部分が5月に登録証が交付されている実情にある。事務処理の敏速化に努め規定期日に登録証を交付するよう充分留意されたい。

なお、各振興局とも米飯提供業者の実体は握が困難のようであるが、実態は握に努め、無登録業者がな

米飯提供業者登録実績

年度別	農林振興局別						計
	鳥取	八頭	倉吉	米子	日野		
37年度登録したもの	件 168	件 65	件 150	件 160	件 68	件 611	

(林業課)

(1) 森林計画区について

町村合併により、八頭郡都家町及び河原町の一部区域(11.276ha)が鳥取森林計画区に、日野郡江府町及び溝口町の一部区域(15.896ha)が米子森林計画区に編入され、この区域にかかる各種事業計画並びに施業は行政区域を管轄する振興局において実施されているが、森林行政中でも水源涵養保安林の伐採についてはその森林計画区を所管する振興局と充分協議することに留意されたい。

(2) 造林事業について

36年度を始期とする長期造林計画(25ヶ年)にもとづく37年度の造林計画5,300ha(一一般補助造林4,000ha、県行造林400ha、融資及び公団造林1,300ha)に対し、実績は県行造林452.56ha(実施率13.1%)、一般補助造林2,524.07ha(実施率50.6%)、融資及び公団造林776.02ha(実施率59.3%)、計3,752.65ha(実施率70.8%)で、低調である。造林意欲の高揚

と通地適木による造林への転換を強力に推進された
い。このほか、36年度繰越分の補助造林529.75haの
実施並びに県行造林及びパルプ造林の補植、改植、

下列等属青管理に努めていた。その実績は次表のと
おりである。

A 県行造林

区分 地方農林 振興局別	県有		県行造林		パルプ造林		計		備考
	面積	事業費	面積	事業費	面積	事業費	面積	事業費	
鳥取	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	請負
八頭	—	—	146.05	9,621,898	6.14	338,800	152.19	9,960,698	"
倉吉	—	—	62.72	3,644,800	11.10	633,600	73.82	4,278,400	"
米子	—	—	44.65	2,775,100	7.70	448,400	52.35	3,223,500	"
野見	—	—	45.00	3,077,800	—	—	45.00	3,077,800	"
日本	52.85	2,701,681	—	—	—	—	52.85	2,701,681	直営
計	52.85	2,701,681	352.33	22,331,598	43.26	2,336,100	448.44	27,369,379	

(註) この外高等学校で造林事業を実施したものが次のとおりである。

学校名	面積	事業費
若美農業高等学校	1.00ha	52,080円
倉吉シ	3.12	138,770

計 4.12 190,850

B 補助造林(新植)

振興局別	公有		私		合		備考
	補助件数	面積	補助件数	面積	補助件数	面積	
鳥取	3	4.12	1,043	310.30	1,046	314.42	() 書は事業費で、下段は補助額
八頭	18	81.15	1,946	833.08	1,964	914.23	
倉吉	8	42.27	1,886	557.73	1,894	600.00	
米子	2	12.00	539	161.62	541	173.63	
野見	4	18.50	1,439	503.30	1,443	521.80	
計	35	158.04	6,853	2,366.03	6,888	2,524.07	

C 県行造林事業実施状況(新植を除く)

区分	鳥		八頭		倉吉		米子	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
7. 県行	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円
補植	35.71	223,400	36.23	306,800	34.65	289,900	21.38	132,100
刈伐	4.90	194,700	25.47	1,211,716	9.04	461,200	6.26	317,100
計	158.70	1,550,200	266.78	2,992,580	149.36	1,509,000	76.69	847,000

林道開設	1	1,207	6,509,000	(1)	4	3,790	(1,500,000)	(1)	(105)	(1,350,000)	1	460	1,710,000	
山村振興林道	(1)	(17)	(1,000,000)		2	1,671	5,960,000		2	2,560	5,260,000			
林道改良	2	1,883	9,400,000		7	124	8,200,000		1	(105)	(1,350,000)			
計	3	(17)	(1,000,000)		13	5,585	36,379,000		2	2,560	5,260,000	1	460	1,710,000
		3,040	15,500,000											

日	野	工事費円	計		補助金交付額	
			ヶ所延長m	ヶ所延長m		
1	320	1,332,000	(2)	(168)	(2,850,000)	17,341,640
			9	8,357	57,120,000	
2	37	2,188,000	(1)	(17)	(1,000,000)	4,360,460
			4	3,504	(15,000,000)	
3	357	3,520,000	(3)	(185)	(3,850,000)	7,200,000
			22	12,002	62,508,000	28,902,100

注 実数は全体分、()は繰越分内数で示す。

1 林道災害復旧事業の37年度未進率は64.2%であり、34年災は繰越事業を残り、37年度で完了したほか、36年災は54.8%、37年度災は55.3%の進捗率である。事業費の確保に努め、残事業の早期

復旧に努力されたい。
 2 林道開設事業は、実施の前年度の9月頃までに市町村の希望を取りまとめ現地調査し、実施設計書を作成することが例であるが、実施設計に要

林道施設災害復旧事業実施状況

(1) 年災別林道施設災害復旧状況

区分	年災別	査定額		36年度まで実施額		37年度実施額		
		工事費円	補助金交付円	工事費円	補助金交付円	工事費円	補助金交付円	
	34年災害復旧事業	184ヶ所 87,389,000	76,833,713	148ヶ所 69,432,000	59,724,396	25ヶ所 12,849,000	14,114,894	94.15
	" 関連事業	16ヶ所 4,790,000	3,058,653	15ヶ所 4,667,000	2,346,163	1ヶ所 123,000	92,400	100.00
	36年災害復旧事業	97ヶ所 41,703,000	21,165,343	26ヶ所 12,656,000	9,603,314	20ヶ所 10,145,000	8,577,899	54.77
	37年 "	6ヶ所 1,378,000	765,350			3ヶ所 762,000	381,000	55.30
	計	335ヶ所 135,260,000	111,822,056	309ヶ所 86,795,000	71,673,873	48ヶ所 23,879,000	23,166,193	81.82

する経費は1年スレて、これを必要とする年度には予算計上されていない。

これが予算措置について国に要請する等当局は検討善処されたい。

00559

38年度以降残工事費	補助金交付予定額	備考
5ヶ所 3,516,000 4,633,000	— — 4,326,294	竣工7ヶ所1,592,000円 38年度分は57年度より繰越
51ヶ所 18,882,000 19,731,000	— — 14,299,517	
3ヶ所 616,000 783,000	— — 480,000	
22,994,000 25,147,000	— 19,105,811	

注 1 上段は査定額、下段は精算額を示す。
2 復旧進捗は査定額で算定した。

00560

(2) 37年度各局、事業別実施状況

事業別	区 分	局		取 入		頭 倉		古 米		子			
		ヶ所 延長m	工 事 費円	ヶ所 延長m	工 事 費円	ヶ所 延長m	工 事 費円	ヶ所 延長m	工 事 費円				
34年災害復旧		5	272	2,651,000	6	335	3,728,000	2	(530)	(4,633,000)	—	—	
" 閉鎖事業		—	—	—	1	10	154,000	—	—	14,278,000	—	—	
36年災害復旧		—	—	—	9	969	9,294,000	1	20	240,000	2	19	1,213,000
37年 "		—	—	—	—	—	—	—	—	(4,633,000)	—	—	—
計		5	272	2,651,000	16	1,314	13,176,000	3	1,346	(4,633,000)	2	19	1,213,000

日	野		計		補助金交付額
	ヶ所 延長m	工 事 費円	ヶ所 延長m	工 事 費円	
—	—	—	13	(530)	(4,633,000)
—	—	—	1	10	20,657,000
—	—	—	1	10	154,000
3	128	643,000	15	1,136	11,390,000
2	46	762,000	2	46	762,000
5	174	1,405,000	31	(530)	(4,633,000)
				3,125	32,983,000
					(4,327,000)
					18,441,894
					924,000
					8,577,899
					381,000
					27,493,193

注 実数は全体分 () は繰越分で内数で示す。

(4) 治山事業について
 55年度を始期とする治山10ヶ年計画に基づき実績は次表のとおりで、34年、36年発生災害による特殊緊急治山事業、治山施設災害復旧事業の重点的施工に

努力していた。なお、治山10ヶ年計画による同事業は復旧治山に重点がおかれた事業のみであり、災害予防をとり入れた積極的な事業計画の樹立が必要と
 思料されるので検討されたい。

㊦ 治山事業10ヶ年計画進捗状況調

(単位千円)

区分	振興局別	全体計画	36年度まで実績		37年度実績		進 度	38年度以降予定		備 考
			箇所数	工 事 費	箇所数	工 事 費		箇所数	工 事 費	
山地治山事業	鳥取倉米日計	262,684	11	13,909	4	5,460	7.4%	160	243,315	全体計画には当初計画後発生した災害査定分を含む (但し特殊緊急治山分は除く)
	取頭吉子野	340,370	16	29,247	3	6,874	10.6	203	304,249	
防護工事	鳥取倉米日計	326,660	6	18,179	2	4,182	6.8	189	304,299	全体計画には当初計画後発生した災害査定分を含む (但し特殊緊急治山分は除く)
	取頭吉子野	78,995	4	9,207	2	9,453	23.6	42	60,245	
保整備工事	鳥取倉米日計	371,308	19	46,302	8	18,804	17.5	195	306,202	全体計画には当初計画後発生した災害査定分を含む (但し特殊緊急治山分は除く)
	取頭吉子野	1,379,927	56	116,844	19	44,773	11.7	789	1,218,310	
林業	鳥取倉米日計	42,879	13	18,799	7	9,226	65.4	16	14,854	全体計画には当初計画後発生した災害査定分を含む (但し特殊緊急治山分は除く)
	取頭吉子野	38,457	4	3,005	1	688	9.6	33	34,749	
保安林	鳥取倉米日計	37,259	8	11,325	5	5,047	43.9	24	20,887	全体計画には当初計画後発生した災害査定分を含む (但し特殊緊急治山分は除く)
	取頭吉子野	15,454	2	4,878	1	1,530	41.5	10	9,026	
合 計		134,009	27	38,002	14	16,491	40.7	83	79,516	

発生年度	振興局別	全体計画	36年度まで実績		37年度実績		進捗率	38年度以降計画		備 考
			箇所数	工 事 費	箇所数	工 事 費		箇所数	工 事 費	
三 四 年 災	鳥取倉米日計	110,185	27	79,995	11	33,582	103.1	—	—	—
	取頭吉子野	32,765	10	25,268	3	6,197	95.4	—	—	
三 六 年 災	鳥取倉米日計	146,987	19	60,416	8	37,021	100.0	—	—	—
	取頭吉子野	45,000	1	4,524	—	—	100.0	—	—	
合 計		254,100	59	177,057	22	76,800	99.9	—	—	

(1) 特殊緊急治山事業進捗状況調

発生年度	振興局別	全体計画	36年度まで実績		37年度実績		進捗率	38年度以降計画		備 考
			箇所数	工 事 費	箇所数	工 事 費		箇所数	工 事 費	
三 四 年 災	鳥取倉米日計	110,185	27	79,995	11	33,582	103.1	—	—	—
	取頭吉子野	32,765	10	25,268	3	6,197	95.4	—	—	
三 六 年 災	鳥取倉米日計	146,987	19	60,416	8	37,021	100.0	—	—	—
	取頭吉子野	45,000	1	4,524	—	—	100.0	—	—	
合 計		254,100	59	177,057	22	76,800	99.9	—	—	

(ウ) 治山施設災害復旧事業進捗状況調

発生日別	振届	異別	査定額	36年度までの実績		37年度実績		進捗率	38年度以降予定		備考
				箇所数	工事費	箇所数	工事費		箇所数	工事費	
三四年災	鳥取	取頭	12,273,000	21	(1,366,000)	—	—	92.6	—	—	3ヶ所廃工(廃工分決定工事費1,282,000円)
	八倉	吉子	2,338,000	3	12,037,254	—	—	84.0	—	—	
	米野	計	6,979,000	6	(1,965,000)	—	—	100.0	—	—	
三六年災	鳥取	取頭	2,686,000	—	—	1	(1,240,000)	—	—	—	38年度以降の2ヶ所共38年度以降に施行
	八倉	吉子	1,122,000	—	—	—	1,290,488	—	—	—	
	米野	計	3,808,000	—	—	—	1,290,488	100.0	2	(1,122,000) / 1,394,000	

3ヶ所廃工(廃工分決定工事費1,282,000円)

38年度以降の2ヶ所共38年度以降に施行

三七年災	鳥取	取頭	—	—	—	—	—	—	—	—	37、38年度以降分共同一簡業で繰越箇所である。
	八倉	吉子	6,939,000	—	—	1	(3,600,000)	51.9	1	(3,339,000)	
	米野	計	6,939,000	—	—	1	(3,600,000) / 3,570,038	51.9	1	(3,339,000) / 3,339,000	

注 () は査定額に見合う金額を示す。

ア 治山10ヶ年計画 (35年~44年) 1,593,236千円に對する37年度末の進捗は14.7%である。この進捗率が低いことは、前記のとおり、特殊緊急治山事業に主力を注いだためであるが、計画的実施につき一層の配意と努力を払われたい。なお、治山事業の請負契約において、本庁から数事業連記の予定価格の通知を受け、振興局で再見積を含む見積書の徴取、契約金額の決定等事実上の契約行為を行い、形式上のみ本庁において契約が締結され

ているが、「地方農林振興局長事数委任等に関する規則」に照し適当と思料されないので、これが取扱いについて検討善処されたい。

イ 特殊緊急治山事業で、34年発生分(工事費254,100千円)については計画どおり37年度で完了していたが、36年度発生分(工事費214,953千円)の進捗は37.4%であるので、予算確保をするとともに計画的施工に一層の努力をされたい。

ウ 施設災害復旧事業(事業費査定額37,920千円)

は、36年発生分2ヶ所(査定額1,122千円)のほかは完了しているが、38年度へ繰り越した37年発生分1ヶ所(査定額3,339千円)については早期完了に努められたい。

(5) 林業技術普及事業

ア 普及活動について

本事業は、各振興局に林業改良指導員45名を配置し、重点普及地区(45)指導、個別経営(140戸)計画樹立指導並びに林業グループ育成等を重点に、担当地区に即応した改良上の問題点及び改善事項につき普及活動を行なっていた。

重点普及地区における普及活動を見ると、普及計画に基づき指導経過の記録が不十分で、その活動実態が明確でないもの、林家の、または普及活動上の問題事例の集積及びその整理が不十分であるもの。

指導員の持つ技術、知識を林家(経営)に持ち込む実践的な手段方法の検討整理が充分でないもの、

あるいは林家の訴える問題は総合的であるのに指導員のうちには、個々の技術、知識をこま切りに与えて行くという初期的活動の域を出ていないもの等が見受けられた。重点普及地区は普及活動の拠点として、その波及効果をねらうとともに、普及方法を握る場であり、問題解決の場でもあるので、問題、事例の分析、検討、整理を常に行ない普及方法についての実証的研究を継続的に行なうよう留意されたい。

なお、指導経過票(仮称)を作成し、ある時点で樹立した普及計画は適宜修正補足し、効果的かつ実践的普及方法の確立に留意されたい。

イ 個別経営計画指導

林業経営の改善及び合理化に資するため、37年度に483,160円の経費をもつて140戸のモデル林家を選定し、個別経営計画の指導に当たっていた。その経過を見ると、計画された造林樹種転換、伐採、施業及び労働配分並びに技術導入等の改善点に對

する林家の意識あるいは改善意欲は低く、同計画との間にかんがりの開きが認められ、実行性が確保できがたい実情であった。このことは、同計画の基礎調査が充分でなかつたため、問題点の取り上げ方自体に問題があること。したがって、計画に対する林家の理解がなされないこと。計画樹立後の指導日数が減少であり、動機づけが不十分であったこと等によるものと思料されるので、計画は、林家がその経営改善を実践し得ることを前提とし、これが指導援助に一属の努力をされたい。

ウ 指導担当の引き継ぎについて

林業改良指導員の担当区異動の際の引き継ぎは、現地引き継ぎと称し、口頭で行なわれているが、普及事業の性格上、地区台帳(仮称)、指導経過票(仮称)等文書により引き継ぎするよう検討普及されたい。

(6) 木炭検査について

本制度は昭和25年度より「木炭の品質の改善、生産

合理化、取引の公正化及び使用または消費の合理化を図るため」実施されて来たところで、その実績の推移は次表のとおりである。32年度の生産及び移出検査俵数3,248,983俵に対し、37年度実績はその28%の909,732俵で、72%の激減である。

今後化学燃料の進出、製炭者の他産業への転出、パルプ用材との競合による原木の入手困難、製炭地の奥地化等のため、その生産は激減することが考えられる。37年度各振興局に配置されている木炭検査員は31名、検査延日数は約3,500日で諸給与費及び検査に要した旅費額は12,631千円を要しているが、検査手数料収入済額は3,941千円で、相当額の果費持ち出しの実情にある。他面、梨、ながい、もなどは生産者が自主検査を実施しておることと考え合せ、木炭の今後の見通し並びに経費の効率化の面よりして、木炭、果樹検査に対する今後のあり方について根本的に再検討を要する時機に至っているものと認められる。

木 炭 検 査 の 実 績 推 移

区分	木炭検査 員実人数	生産検査実績	39年度を 100とす る伸長率	移出検査実績	32年度を 100とす る伸長率	生産、移出 32年度を 100と する伸長率	検査入 手 数	料 額
3 2	人	2,112,012	100.0%	1,136,951	100.0%	100.0%	11,698,700	円
3 3	59	1,786,880	84.6	986,062	86.7	85.3	10,889,065	
3 4	57	1,361,982	64.6	697,287	61.3	63.4	8,170,178	
3 5	53	1,290,698	61.1	582,285	51.2	57.6	7,550,063	
3 6	36	934,638	44.3	368,305	32.4	40.1	5,357,419	
3 7	31	677,471	32.1	232,261	20.4	28.0	3,941,904	

(耕地課)

(1) 県営及び受託並びに団体営耕地事業について

県営及び受託並びに団体営耕地事業の執行状況は次表のとおりである。

ア 県営事業執行状況

地 区	名	総事業費 千円	36年度 まで実施額 千円	37年度 実績額 千円	進捗率 %	38年度以降 事業 千円	備 考
北条用排水改良事業		209,900	103,940	23,390	61	82,570	
大沢排改良事業		156,130	105,046	43,084	95	8,000	38年度以降分は37年度よりの繰越 事業費61,046千円 39年度以降において 打切の予定
橋津川排水改良事業		137,400	47,374	14,870	45	14,110	

イ 受託事業執行状況

小鵬川排水改良事業		97,500	14,100	24,160	39	59,240	
天神野排水改良事業		158,000	—	1,500	1	156,500	
計		758,930	270,460	115,004	—	—	
北条浜かんがい事業 (基本工事)		269,660	221,900	47,760	100	0	完了
合 計		1,028,590	492,360	154,764	—	320,420	

ウ 昭和37年度団体営耕地事業実施状況

単位千円

事業別	振興局別		本 課		鳥 取		八 頭		倉 吉			
	地区 数	事業 費	補助 金	地区 数	事業 費	補助 金	地区 数	事業 費	補助 金	地区 数	事業 費	補助 金
かんがい排水事業	22	1,765	1,058	11	33,866	15,672	—	—	—	9	9,746	4,123
耕地整備事業	—	—	—	14	53,299	16,544	2	2,116	—	13	69,765	25,239
計	22	1,765	1,058	25	87,165	32,216	2	2,116	—	22	79,511	29,362

(2) 37年度各局別事業実施状況

単位 円

振興局別 年度別	鳥			取			八			頭			倉			吉 補助 金額
	ヶ所数	事業費	補助 金額	ヶ所数	事業費	補助 金額	ヶ所数	事業費	補助 金額	ヶ所数	事業費	補助 金額	ヶ所数	事業費	補助 金額	
34年度農地 農業用施設 建設	35	17,600,000	15,840,000	5	1,479,000	1,331,100	19	9,072,000	8,163,900							
" "	60	49,198,000	44,278,200	14	5,464,000	4,917,600	85	45,305,000	40,774,500							
" 計	96	68,348,000	61,151,200	19	6,943,000	6,248,700	105	54,654,000	49,122,400							
35年度農業 用施設 計	—	—	—	4	1,151,000	748,000	—	—	—							
36年度農 業用施設 計	6	1,726,000	1,391,616	29	16,277,000	13,012,526	3	477,000	317,727							
" "	20	6,307,000	5,179,060	107	111,819,000	94,959,504	34	12,645,000	10,254,119							
" 率 計	(4) 26	8,033,000	(1,321,433) 6,570,676	(5) 136	128,096,000	(1,041,028) 107,992,030	37	13,122,000	10,571,846							
過年度災害 計	122	76,381,000	69,043,309	159	136,190,000	116,009,758	142	67,776,000	59,694,246							
37年度農 業用施設 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
現年度災害 計	122	76,382,000	69,043,309	159	136,190,000	116,009,758	142	67,776,000	59,694,246							
合 計	266	154,764,000	140,086,618	318	272,380,000	232,019,516	287	122,476,000	109,886,646							
過年度災害者(繰越分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
34年度農業用施設	36	25,325,000	22,792,500	7	2,154,000	1,938,000	24	28,882,000	25,993,300							

米 ヶ所数	工 事 費	子		日		野		合 計	
		補助 金額	ヶ所数	工 事 費	補助 金額	ヶ所数	工 事 費	補助 金額	
7	4,723,000	4,250,700	1	140,000	126,000	60	28,291,000	25,461,000	
7	4,723,000	4,250,700	6	1,354,000	1,218,600	172	106,044,000	95,439,600	
7	4,723,000	4,250,700	7	1,494,000	1,344,600	2	1,827,000	1,217,000	
—	—	—	—	—	—	234	136,162,000	122,117,000	
4	406,000	272,690	4	883,000	676,910	4	1,151,000	748,000	
12	5,249,000	3,794,000	57	17,181,000	14,535,052	46	19,769,000	15,674,469	
1	233,000	155,000	—	—	—	230	153,201,000	128,721,735	
(1)	5,888,000	4,221,690	(1)	18,064,000	(99,360)	1	233,000	155,000	
17	—	—	61	—	15,214,962	277	173,203,000	144,551,204	
24	10,611,000	8,477,988	68	19,558,000	16,658,922	515	310,516,000	269,884,203	
—	—	—	1	109,000	54,000	1	101,000	54,000	
2	701,000	455,100	2	955,000	619,900	4	1,656,000	1,075,000	
2	701,000	455,100	3	1,064,000	673,900	5	1,765,000	1,129,000	
26	11,312,000	8,935,068	71	20,622,000	17,332,822	520	312,281,000	271,031,203	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	6,096,431	5,486,787	7	2,100,000	1,890,000	77	64,557,431	58,101,187	

7 過年災害復旧のうち、34年災は37年度で完了し、35年災は64%、36年災は63%、現年災は27%の進捗率であるので、さらに事業費の確保に努め早期復旧に一層の努力をされたい。

(3) 土地改良事業の援助について

土地改良事業奨励規程は、「土地改良事業を行なうものは、実施調査、測量設計、工事施工で県に援助を求めることができる(測量設計については一団地5ha以上)」旨を定め、これにより事業主体からの申請によつて、県は調査、測量、設計等の技術援助を行なうこととなつていますが、実際は耕地事業を行なうものが鳥取県土地改良事業団体連合会にこれらを委託し、同連合会はその技術的能力が弱体のため、振興局が調査、測量設計の大半を担当処理している実情にある。

かくして、37年度中に同連合会の収納した設計手数料は6,187千円、連合会を通じて県の担当した設計等は682件に及んでいる。

現行の振興局の取扱いが土地改良事業奨励規程の条項と相違している点について、県当局は根本的に検討を要するものと思料されるので善処されたい。なお、同規程第10条に定める設計に要する費用の負担の実務に当つては、現規程ではその取扱いが不明確であるので、設計受託条例の設定について検討されたい。

6 各地方農林振興局における留意改善事項は次のとおりである。

日野地方農林振興局

(1) 収支の状況

37年度末における収入、支出の状況は、次表のとおりである。

収入

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
使用料及び手数料	694,700	694,700	0	
雑 収	246,272	246,272	0	
合 計	940,972	940,972	0	

支出

科 目	予算合連額	支出済額	不用額	備考
産 業 経 済 費	75,815,620	75,815,620	0	
農 産 政 費	20,203,359	20,203,359	0	
農 産 芸 費	761,342	761,342	0	
農 林 業 費	25,192,530	25,192,530	0	
畜 産 業 費	811,076	811,076	0	
畜 産 業 費	3,314,025	3,314,025	0	
農 地 開 拓 事 業 費	1,026,300	1,026,300	0	
農 地 事 業 費	24,506,988	24,506,988	0	
そ の 他	473,515	473,515	0	
合 計	76,289,135	76,289,135	0	

(2) 経理出納その他事務処理について

ア 農業改良普及所の電灯使用料、電話維持費を契約未締結のまま支出しているが、これらは建物の賃貸借契約条項中に、その負担区分を明定し、支出されたい。

イ 県有財産台帳(副本)並びに土地台帳図面が未整備であつたので、早急に整備されたい。

ウ オートバイ、スクーター9台を配置されているが、

出納長からの保管転換処置がなされていないので規定の手続きをされたい。

エ オートバイ2台(125cc)を241,362円で購入しているが、売買契約書に保証条項が明記されていないので、今後留意されたい。

オ 家畜保健所使用料中に、家畜防疫手数料が収入されていたので、収入科目に留意されたい。

カ 37年度施工板井原の林道改良事業における流水及び破壊検査によるコンクリート側溝の破壊箇所補修処置をされたい。

キ 森林組合合併促進指導は数回行なわれているが、その指導復命書並びに記録がなく、関係組合の指導経過と現況は握の整理が充分でないので善処されたい。なお、一部組合に対しては積極的勧奨がなされていない面が見受けられたので、この点について一層の留意を望む。

ク 畑地かんがい受託事業事務費80,552円が支出されているが、管内には該事業は確認できなかつ

00575

た。予算経理の適正執行につき留意されたい。

(3) 補助事業の執行及び事務処理について

ア 農業構造改善事業、米沢パイロット地区37年度事業36,856千円に対し、補助金15,695千円を交付しているが、年度未進捗率は47%で、19,711千円を翌年度へ繰り越ししている。監査日現在の進捗率は57%で、共同畜舎5ヶ所、放牧場4ヶ所農道1ヶ所、草地改良1ヶ所については年度未以降の執行は皆無である。これは現地確認不十分のまま年度未までの実施額を過大見積したためと認められるので、監督を厳にし、経費の効率的使用に一層の配慮をされたい。

イ 家畜飼料造成基盤の確立を図るため、小規模草地改良事業として、事業費2,129,516円、16.8haの障害物除去、起土整地、土地改良、牧草導入を補助し、年度内完成取り扱いとして補助金1,032,800円を4事業主体に交付(383月30日)しているが、実際は38年5月中旬、7月中旬に事業着手

している事業主体があり、したがって、38年の春作付ができず事業効果があがつていない。事業の計画的執行と補助金の効率的使用に格段の留意されたい。なお、同事業の本庁よりの局に対する交付決定通知はは年度未であったので、本庁は、補助事業実施に支障ないよう事務処理のしん速化に留意されたい。

ウ 飼料協同化施設事業(事業主体5、尿散布機5点、草刈機16点、カッター23点、乾燥機2点、梱包機1点、ポンプ5点)に対する施設費補助金1,050千円を交付しているが、検査は員数確認にとどまり、機種ごとの納品年月日等の確認が行なわれていないので、検査は徹底を期されたい。

エ 林業課並びに耕地課の各種補助事業にかかる補助金交付方法が、事務処理の煩雑を理由に、全部または一部前金払方法を用いている例が見られるが、実質は概算払であるので、この方法により支出されたい。

オ 非補助土地改良事業に対する利子補給申請書を年度経過後(4月4日)提出したものに對し、補助金交付の決定をし、検査結果通知を3月30日に行なっているものがあり、また額の確定がなされていないものがあった。事務の適正処理に留意されたい。

倉吉地方農林振興局

(1) 収支の状況

37年度末における収入、支出の状況は、次のとおりである。

収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及び手数料	2,045,990	2,045,990	0	
雑 収	497,405	497,405	0	
合 計	2,543,395	2,543,395	0	

支出

科 目	予算合算額	支出済額	不用額	備 考

業 種	経 済 費		
農業	239,516,847	239,516,847	0
農 政	33,214,861	33,214,861	0
農 産 園 芸	2,970,300	2,970,300	0
林 業	37,402,825	37,402,825	0
水 産 業	20,000	20,000	0
畜 産 業	5,891,085	5,891,085	0
農地開拓事業費	8,218,450	8,218,450	0
耕地事業費	4,924,089	4,924,089	0
その他	146,875,237	146,875,237	0
合 計	239,543,842	239,543,842	0

(2) 経理出納その他事務処理について

ア 証紙収入(なたね集荷業者登録手数料)の収入科目に誤りがあつたので留意のこと。

イ 県行造林のしゅん工検査が、事業請負者から提出された事業完了届日より相当期間遅延しているものがあつたので、契約の期日を厳守履行された。

ウ 土地改良区から委託を受け県が実施した北条浜畑地かんがい受託事業の完了部分(30年度より実

00575

施したものが同改良区に対して引き渡たされて
いないので、これが事務処理の促進に努められ
たい。

(3) 補助事業の執行及び事務処理について

ア 中部農林振興協議会に対し、補助金113,000円
を交付しているが、局内に事務局があるためか、
関係書類が振興局のものと混同しており、補助金
交付申請書未提出のまま補助金を交付していたの
で適正処理に留意すること。

イ 蚕種対策事業として面積 9.3haの桑園集団化及
び対策指導に対し、補助金300千円を3町の事業
主体に交付しているが、この補助金の額の確定通
知がなされていない。また、この補助金の未端は
個人に交付するものであるが、町の交付状況が確
認されていないので、これが事務処理の促進と検
査の徹底徹底に留意されたい。

ウ 麦生産改善対策事業で、動力耕耘機2、施肥播
種機2、麦刈取2を購入した本事業の検査を3月

27日に実施したこととし、補助金486千円を3月
30日に交付しているが、実際は、事業完了届の提出
もなく、検査は4月下旬である。

補助金交付の処置が当を得ないものと認められる
ので、適正処置に留意されたい。

なお、この検査は、前記物件の機種及びその購入
時期等が確認されていないので、検査の徹底に努
めること。

エ 飼料協同化施設設置事業で、乾燥機、尿散布機、
カッター等の施設事業費 7,075,484円に対し補助
金3,220千円を交付しているが、この検査につい
ては、検査員の任命がなく実施されていること。
導入施設の機種、納入期日等が確認されていないこ
と、並びに事業完了届日より検査日が相当期間遅
延している等の状況であったので、その適正化に
留意されたい。

オ 補助造林の補助金交付決定及び額の確定を38年
5月25日に行っているが、交付決定を年度経過後

行なうことは適法でない。

なお、造林補助は、事業完了後委任状により、申
請は森林組合長が、補助金の請求受領は具森連が行
なっているが、事業実施者に補助金が渡るまでに
相当日時を要しているので、事務処理の促進を
図らねばならない。

カ 林道災害復旧事業のうち、関金町野添に施工し
たもの(事業費8,885千円、補助金8,295千円)は
豪雪により運搬費の増額を必要とし、その設計変更
が行なわれていたが、実際は融雪後に施工してい
たので、運搬費の増額はその必要性が認められ
ない。

キ 森林病害虫発生による被害立木駆除60ha並びに
伐採跡地駆除6haに対し、補助金125,099円を交
付しているが、検査調査がないもの、あるいは、
検査記録が不十分で、その状況が明らかでないも
のが散見されたので、厳格にされたい。

なお、病害虫発生報告日から薬剤散布または駆除、
並びに検査までの期間が全般的に長いので、遅延
しないよう早期に措置するよう留意されたい。

ク 34年度災害(農地)復旧事業の第2次追加割当
に当り、これに係る交付申請書未提出のまま、交
付決定通知を行わずして事業費の増額を認め従
つて補助金63,900円を増額交付しているものがあ
るが、補助金の交付並びに事務処理が当を得ない
ものと認められるので規定手続きを厳守されたい。
補助事業にかかる概算払請求を前金払請求とし、
一部または全額を前金払しているものが散見され
たが、これは概算払方法とすべきであるので適正
処理されたい。

米子地方農林振興局

(1) 収支の状況
37年度末における収入、支出の状況は、次のとおり
である。

収入

科目	勘定額	収入済額	収入未済額	備考
使用料及び手数料	5,419,245	5,396,381	22,864	
雑収入	460,474	444,290	16,184	
合計	5,879,719	5,840,671	39,048	

支出

科目	予算合連額	支出済額	不用額	備考
産業経費	98,912,841	98,912,841	0	
農業施設費	17,750,021	17,750,021	0	
農産園芸費	4,288,611	4,288,611	0	
林業費	15,320,699	15,320,699	0	
水産畜産業費	489,298	489,298	0	
農業産出物費	4,558,721	4,558,721	0	
農産物加工費	11,290,316	11,290,316	0	
農産物貯蔵費	8,927,022	8,927,022	0	
農産物運搬費	36,288,153	36,288,153	0	
農産物販売費	119,579	119,579	0	
その他	99,052,420	99,052,420	0	
合計				

(2) 経理出納その他事務処理について

- ア 資金の支出が支出何額を超過する場合は追加支出同によるべきである。
- イ 賃金職員の超過勤務手当を雇用日数を増加し、賃金として支給しているものがあつたが、所定の手続きにより支出すべきである。
- ウ 自動車用燃料の購入に当り、同一契約内容、単価により4業者とそれぞれ単価契約を締結しているが、適当と認められないので、単価契約の内容ともあわせ検討差処されたい。
- エ 崩壊地復旧工事において、セメント設計数量及び検収数量が2,912袋であるに対し、現場監督日誌による使用確認は857袋で、差引2,055袋の使用確認がなされていない。
- エ 監督日誌の整備並びにコンクリート施工時の監督は厳に履行されたい。
- オ 西伯町伐株に施工した単農豊道 (延長523m、事業費1,128千円) 並びに、西伯町鴨部に施工し

た牧道(延長762m、事業費1,060,540円)は長雨のため、相当箇所土砂づれがしていたので、補修等の維持管理につき事業主体を指導されたい。

(3) 補助事業の執行及び事務処理について

ア 酪農振興事業として、乳牛仔牛共同育成のための放牧施設(大山町豊房、草地改良13ha、牧柵2,859m)の設置に対し、補助金919,700円を交付しているが、同施設は設計書どおり実施されておらず、また、牧柵工事など全般的に良好とは認められない。

監督並びに検査確認に厳正に執行されたい。

イ 新農山漁村建設総合策特別事業

(ウ) 事業費1,500千円をもつて共同乾燥施設(通風乾燥機)30台を導入したとし、補助金605千円を交付している。

しかしながら、検査調書「通風乾燥機30台のうち、6台は36年度購入の通風乾燥機をもつて員数替えし、その6台分の補助差額161千円は補

助条件外の電気施設工事に流用している」と認めながらも、補助金交付請求書どおりの金額を交付していることは、当を得ない。当該取消を要する部分の返還につき所定手続きをとられたい。

なお、本事業の検査結果通知は前記の事情によりされていないが、認定にかかる額の検査結果通知を発すべきである。

(4) 農山漁村同和对策事業で、ポンプ舎工事、ポンプ、発動機等事業費1,501千円に対し、補助金656,800円を交付しているが、補助金交付請求書に添すべき添付書が一切ないまま支出していることは、経理処理上適正でない。

なお、検査調書の記載内容が不備であり、検査結果通知がなされていないので留意されたい。

ウ 土壌病害虫防除駆除事業において、水銀剤等を購入使用したものに對し、3月30日補助金139,34

4円を精算交付しているが、その検査は3月31日である。

補助金経理が当を得ないと認められるので適正支出に留意されたい。なお、着手届、完了届は未提出であつた。

エ 土壁せん虫防除対策事業(8パイロクト地区において、80haに防除剤の土中注入)に対し検査日前に補助金1,435,600円を精算交付しており、また、前記防除剤土中注入の適期を失し、補助効果が充分あがつていないと認められる状況であつたので、補助金使用の適正化と効率化に充分留意されたい。

なお、事業完了届が未提出であつた。

オ 酒米栽培奨励事業において、酒米好品種の選択と栽培普及を図るため10aの展示圃を設置し、委託料5,000円を支出しているが、事業確認並びに実績報告がなされていない。所定の手続きと事業効果の確認に留意されたい。

カ 箕敷屋平野水利調査事業において、関赤市町村現況地目別面積調査、委託料200千円を支出しているが、実績報告は未提出であり、確認もなされていない。経理処置として当を得ないものと認められるので適正処置に留意されたい。

キ 単県農道整備事業(大山町長外2地区事業費3,800千円)に対し、補助金の額を確定しないまま、検査結果通知により補助金1,139,800円の精算払いがなされているが、補助金経理上適当でないので留意されたい。

ク 施設工事のしゅん工検査が、完了届の遅延により相当期日経過しているものがあつたので、事業主体を督促し早期執行を図られたい。

ケ 森林病害虫防除事業(松くい虫伐採跡地の森林病害虫発生防除補助)において、局の確認した面積1,340aに対し、776aの面積を補助申請させ補助金128,040円を交付していったが、当局は少なくとも確認面積に対し助成できるよう予算確保に留意

されたい。

コ 造林事業に対する補助金の交付決定並びに確認検査が遅延しているものが散見されたので、事務処理の促進に努められたい。

鳥取地方農林振興局

- (1) 収支の状況
- 37年度末における収入、支出の状況は、次のとおりである。
- 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及び手数料	1,379,985	1,379,985	0	
雑 収	487,012	487,012	0	
合 計	1,866,997	1,866,997	0	

支出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	不 用 額	備 考
産 業 経 済 費	174,787,968	174,787,867	101	

政 策	費 用	20,347,973	101
農 業	2,994,863	2,994,863	0
林 業	31,150,121	31,150,121	0
水 産 業	95,550	95,550	0
畜 産 業	1,155,605	1,155,605	0
畜 産 業 費	3,742,562	3,742,562	0
農 地 開 拓 事 業 費	1,662,271	1,662,271	0
農 地 事 業 費	113,658,922	113,658,922	0
其 他	12,983	12,983	0
合 計	174,800,951	174,800,850	101

(2) 経理出納その他事務処理について

ア 耕地整備事業補助金は事業完了前に前金払で交付されているが、概算払方法が適正である。

イ 特殊緊急治山事業の堰堤工事において、設計書によるセメント1,625袋が、監督日誌では1,593袋使用確認され、差引32袋の使用確認がなされていない。基礎工事施工の際の現場監督は厳に履行するとともに監督日誌の整備に留意されたい。

(3) 補助事業の執行及び事務処理について

ア 農業構造改善事業により国府町玉砕地区に設置

されたたばこ乾燥所2棟(補助交付額2,800千円)の焚口は、事業主体において適宜設計変更していたが、焚口のはとんどに地下水が溜っていた。工事の監督と指導を厳にされたい。

イ 麦生産改善対策事業(事業費520千円、施肥播種機1点、刈取機1点の購入)に対し補助金243千円交付していたが、検査員の任命がまま検査を執行し、その検査は施設の種類及び購入年月日等を確認していただいので厳格にされたい。

なお、着手届、完了届が未提出である。

ウ 飼料作物特別指導地設置事業(事業主体14、飼料作物展示圃14ha)に対し、その効果確認がないまま委託料34,160円が支出されているが、適正処理に留意されたい。

なお、委託内容が明確に示されていないので検討善処されたい。

エ 小規模草地改良事業(事業費669,470円、障害物除去、起土3ha、資材種子購入、補助金292,20

0円)の検査は、検査員の任命並びに検査復命書もなく、かつ検査結果通知も行われていない状況であった。検査執行及び事務処理を適正に行なわれたい。

オ 土壌病害虫防除対策事業(事業費2,430千円、事業量65ha)に対し検査を行わないまま補助金1,212,925円を交付している。補助金經理の適正処理に留意されたい。

カ 県補助金により鹿野町小畑に建設されたしいたけ共同乾燥施設の乾燥機2基中、1基の煙突が建物の一部に接触している部分があり、火災原因ともなるので位置変更が必要である。

キ 海岸砂地造林事業(質露、伏野、浜村の3地区)では枯死率の甚しいものが見受けられ、前年実施した隣接施業地区にも同様なものが認められるので、特殊地帯における施業は一層慎重を期するとともに、施業後の撫育管理について事業主体を督促し、事業効果をあげるよう配慮されたい。

ク 単県農道整備事業(事業費2,400千円、農道工1,947m、用地買収3,786坪)に対し、補助金720千円を全額精算交付(38.5.24)しているが、交付日現在本事業は未完了で、従って実績報告は未提出であり、事業検査も行なわれていなかっただ。適正執行につき留意されたい。

なお、着手届、完了届は未提出であった。

ケ 過年度(36年度)災害復旧事業で、事業費103千円(補助金90,640円)をもって施工した農道12.5m(延長)の石垣積(空積)が一部「太鼓のりはい」となっていたので、施工技術の指導並びに工事検査について徹底を期されたい。

コ このほか、補助事業で事業確認及び検査の不充分のもの、検査期日の遅延(年度経過を含む)並びに完成期日を相当経過しているもの、検査員の任命がなくして検査を行っているもの、検査結果通知、額の確定、概算払通知がなされていないもの、実績報告、着手届、完了届が未提出となつて

いるもの等が散見されたので、補助金等に関する規定を厳守し事務処理の適正化に格段の留意をされたい。

八頭地方農林振興局

(1) 収支の状況

37年度末における収入、支出の状況は、次のとおりである。

収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及び手数料	738,555	738,555	0	0
雑 収	323,328	323,328	0	0
合 計	1,061,883	1,061,883	0	0

支出

科 目	予算合連額	支出済額	不用額	備 考
産 業 経 済 費	223,241,810	223,241,810	0	0
農 業 政 策 費	18,286,914	18,286,914	0	0
農 産 園 芸 費	1,227,700	1,277,700	0	0
林 業 費	72,245,467	72,245,467	0	0

蚕業費	1,098,816	1,098,816	0
畜産業費	4,830,550	4,830,550	0
農地開拓事業費	241,100	241,100	0
耕地事業費	125,261,263	125,261,263	0
その他	775,865	775,865	0
合計	224,017,675	224,017,675	0

(2) 経理出納その他事務処理について

ア 机、椅子、ストーブ、書類戸棚等不用の物品が倉庫に保管されていたが、売却処分を適当と思料されるので整理されたい。

イ 畑地かんがい受託事業費59,150円(賃金55,150円、印刷製本費4,000円)の予算合差を受け支出しているが管内には該当事業は施工されていない。予算の適正執行については厳に留意されたい。

ウ 県行造林事業で、工期の延期許可が請負契約書第7条に照し、「事業者の責に帰すことができないう事由」とは認めがたいものが見受けられたので、契約書第13条とも関連し、工期の延期申請に對する処置は厳格を期せられたい。

エ 治山事業で、年度当初から施工できる段階でありながら請負に附する時期を延ばし、利害関係者である森林組合との随意契約に持ち越されているものが見受けられたが、一般業者を指名する等により、事業の早期執行を図るよう検討善処の要がある。

オ 県行造林事業で、委任状により行なう随意契約の請負方法が適正でない。すなわち業者が見積を行なうに当り、受任者は「見積書提出に関する一切の件」を委任されたのみであるにもかかわらず、再見積後の見積も受任者との示談により請負契約金額を決定している。

再見積後の請負契約金額は示談により全部予定価格どおり決定処置されており、また、新植作業は全箇所において設計変更が行なわれている状況であったので、見積方法並びに実施設計については慎重に検討するよう留意されたい。

(3) 補助事業の執行及び事務処理について

ア 田畑輪換実験事業(単県)は、37年10年より着手できる段階にあつたが、38年2月着工し、しゆん工検査は3月31日実施したことにしているが、実際は、工事は年度内に完成していない。

補助金交付請求書は38年2月に提出され、これにより補助金130千円を年度末に交付していることは経理処置として当を得ない。補助事業の早期着工指導と事務執行の適正を期されたい。

イ 果樹園経営改善モダナル集落設置事業(単県)において、前記同様、年度内完成とし、3月末に補助金(全額)332千円を交付しているが、実際は年度内に事業完了せず、検査を38年6月に至り実施している状況であつた。

なお、該事業の検査で、施設した機械器具の機種及び購入期日等の確認が行なわれていないので、検査の徹底化につき留意されたい。

ウ 林道開設及び改良並びに災害復旧事業等の補助事業のしゆん工検査が相当期間遅延し、年度経過

後行なわれているものが多いので、年度内検査執行につき格段の督力を払われたい。

エ 補助造林事業に係る補助金交付決定通知と額の確定が38年5月24日付でされているが、年度経過後に同交付決定の処置をすることは適正でないので、事務処理のじん速化に留意されたい。

オ 事業費3,990千円をもつて用瀬町地図に施工した民有林、林道施設1,050mは、37年6月16日に補助金交付内示を行つているのに、雪積等を理由、38年度へ事業繰越していった。これは、用地並びに立木補償問題、受益関係者の負担額の調整等未解決等のため、工事着工時期の見通の不明なまま事業採択されたためと認められるので、事業採択並びに補助金交付決定に當つては充分調査確認の上処置されたい。

キ このほか補助事業にかかる検査確認の不十分なもの、検査期日が遅延しているもの。検査員の任命なくして検査を行なつていくもの。検査結果通

00587

知がなされていないもの並びに実績報告、着手届、完了届の未提出のものが散見されたので、補助事業の効率的執行と適正な事務処理に、なお一層の配慮をされたい。

ク 農道整備事業で、事業費3,269千円(補助額980,700円)をもって佐治村香谷に施行した単県農道のわり積石垣のわり付箇所から流水している部分が数箇所あり、また、わり付は全般的に悪く、セメント配合もしくは砂の質が適していないものと

思われるので、施工監督指導並びに検査の徹底を期されたい。

鳥取県警察本部 昭和38年11月6日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 収支の状況
37年度末における収入支出の状況は次表のとおりである。

(単位円)

区分	科目	予算現額	調定		収入済額	収入未済額	備考
			前年度以前繰越額	現年度			
公企業財産収入		0	0	62,000	62,000	0	
使用料及手数料		22,975,000	0	25,713,225	25,713,225	0	
国庫支出金		39,348,000	0	38,903,000	38,903,000	0	
寄附金		5,770,000	0	5,092,000	5,092,000	0	
雑収入		970,000	0	3,355,996	3,355,996	0	
計		69,063,000	0	73,126,221	73,126,221	0	納付金 2,420,122

00588

00588

支出

区分	科目	予算現額	支出		収入未済額	備考
			支出済額	翌年度繰越額		
公安委員会費		11,475,000	11,419,882	0	11,419,882	55,118
警察職員費		506,517,000	496,672,781	0	496,672,781	9,844,219
警察行政費		88,085,000	87,821,385	0	87,821,385	263,615
計		606,077,000	595,914,048	0	595,914,048	10,162,952

2 職員の状態について

(1) 監査時における警察本部各課の警察官並びに一般職員の配置状況は次表のとおりである。

職員の配置状況 (単位人)

区分	警察官		一般職員		計		現員数の()の内訳			備考
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	体長	職次	管内区学	
秘書課	3	3	12	[1]13	15	[1]16				()は内数で会計課と兼務 【 】は内数で秘書課建築課に各1名兼務
会計課	2	2	16	[2]17	18	[2]19				
事務課	7	6	25	[2]25	32	[2]31				
教養課	6	(1)5	5	5	11	(1)10			1	

捜査課	22	(22)	6	7	28	(22)	1	1
防犯課	10	(1)9	7	8	17	(1)17	1	
鑑識課	5	5	15	15	20	20		
警備課	25	(4)25	6	(2)6	31	(6)31	4	1
交通課	11	9	15	15	26	24		
外勤課	7	8	2	2	9	10		
計	98	(8)94	109	(2)113	207	(10)207	7	2

(2) 警察署を含む全警察官の条例定員は715名(政令定員710名)であるが、このほか県措置により10名の定員外措置が図られ、725名を予算定員として認められている。しかしながら、38年9月末における実情は、新任者として教育中の見習生49名、大学、管区学校等の入校及び派遣者19名、長期療養者15名、欠員8名があるので、予算定員に対し実働警察官は634名(要注者66名含む)で、87.4%の稼働率に過ぎない。

警察官1人当りの人口負担率を政令定員で見ると、全国平均670人に比し844人で、174人多く負担し、実働人員では945人の負担である。他面、交通違反及び警告件数の激増、自動車運転免許業務の倍増等警察業務は逐年増大し、これにつれて外勤配置にシわよせされ、公安委員会規則による外勤定員に対して80.6%の配置を余儀なくされている。少なくとも、条例定員が常時実働体制であるよう、

当局は国に対して定員増加につき強く要請するとともに、警察官の増員措置につき、県独自の方策の検討方を要望する。

- 3 警察官の特殊勤務手当等の支給について
外勤及び担当警察官は犯罪捜査、交通取締等日常勤務のほか、休祭日、昼夜不問の特別勤務をも行なっている。それに見合う時間外勤務手当及び「警察職員の特殊勤務手当に関する条例」による手当は予算上の制約を受け僅少な支給額にとどまり、大部分が削減支給されている。また、看守勤務についても特殊勤務手当は完全支給されていないし、駐在所及び派出所の勤務は補動または兼務であるため、いきおい時間外勤務によるならば担当区域の巡察業務を遂行し得ない等の実情にある。
警察官の志気の高揚あるいは、警察官職務執行の意欲増進の面よりして、県当局において予算措置について配慮されるよう要望する。
- 4 財産管理について

(1) 派出所及び駐在所の建物整備について
監査日現在派出所27ヶ所、駐在所171ヶ所、計198ヶ所の設置に対し、建物は派出所28戸、(1戸は候門所)、駐在所159戸、計187戸(県有79戸、市町村有106戸、民有2戸)で、この県有率は42%である。37年度においては14,677千円を経費をもって13戸(国庫補助分3戸、単県分10戸)を建設していたが、現有建物のうちには、経過年数が30年以上の老朽建物が60戸もあるので、当局は国庫補助分の増加措置につき国に強く要請するとともに、年次計画により早期に整備するよう努められたい。

- (2) 市町村有の建物の借上契約及び維持管理並びに県有財産(駐在所)の目的外使用等については署の定期監査報告で述べたとおりであるが、なお、検討善処されたい。
- (3) 交通信号灯を県下4ヶ所(鳥取2、米子2)に設置しているが、財産台帳に記載されていないので、関係当局と協議の上善処されたい。

5 犯罪発生傾向について

37年中の県下における刑法犯の発生は36年に比し3.7%(2577件)、検挙件数は6.6%(3687件)と増加している。その特質は、窃盗犯発生が全体の58.1%、検挙件数中では49.2%を占めていること、その他刑法犯として交通違反関係が逐年増加の傾向にあること。また、刑法犯罪発生件数中、少年犯罪が37年中649件、9.0%(36年648件、9.3%、35年616件、8.1%)を占めていること等である。

なお、37年中に発生した刑法犯罪を地域別に見ると、

区分	35年		36年		37年	
	発生件数	構成比	発生件数	構成比	発生件数	構成比
鳥取	2,401	31.7%	2,222	31.8%	2,229	30.8%
米子	1,697	22.4%	1,506	21.5%	1,605	22.1%
倉吉	1,201	15.9%	856	12.2%	998	13.8%
境	507	6.7%	592	8.5%	619	8.5%
八尾	350	4.6%	365	5.2%	373	5.2%
浜	239	3.2%	252	3.7%	346	4.8%
郡家	459	6.1%	427	6.1%	313	4.3%

智頭	243	3.2	266	3.8	271	3.7
坂	170	2.3	252	3.6	195	2.7
溝	129	1.7	111	1.6	150	2.2
井	168	2.2	135	2.0	140	1.9
計	7,564	100.0	6,992	100.0	7,249	100.0

で、鳥取、米子、倉吉の3署で全体の66.7%(36年65.5%、35年70.0%)を占めていて、犯罪が都市及びその周辺に多発の状態にある。

6 少年非行の早期発見と適正な補導活動の推進を図るため、37年度婦人警察補導員3名を採用し、本部及び鳥取、米子両署に各1名を配置している。

その補導状況は

昭和37.7.1~昭和38.6.30

区分	人員			備考
	補導	及び	相談	
県下全体	1,011人	2,205人	1人	13.0人
街道補導	622	470	519	14.4人
少年相談		293		8.1人
継続補導				

で、好評を得て予期以上の成果を収めていることは結構である。反面、少年係の警察官は本部に専従者1名のみほか他と兼務の補導官1名のみであり、少年の健全な育成活動を図るため、さらに補導体制の充実強化が望まれる。

7 鑑識器材の整備については、逐年整備されているが、なお、鑑定技術者、器具の不足により外部に鑑定依頼をしているものが多く、科学捜査による裏付けが犯罪捜査の上に重要な役割を果たすことにかんがみ、器材設備並びに専用オートバイ等の機動力の強化につき国に強く要請するほか、県費措置についても検討されたい。

8 交通取締について

(1) 交通違反及び警告件数は、
交通違反及び警告状況

区分	違反件数	警告件数	計	35年に対する		備考
				増反	加警	
35年	14,106件	26,795件	40,901件	—%	—%	
36年	13,093	35,851	48,944	92.8	133.8	
37年	21,014	45,750	66,764	149.0	170.7	

で、年々激増している。これは、交通量の増加のほか、積極的な交通取締の強化が一因となつていても認められる。

(2) 交通事故の状況は次表のとおりであり、37年の事故発生件数1,208件中運転者の責任に帰せられる交通規則違反及び過失、不注意等によるものが全体の96.4%、1,165件(36年、93.8%、1,070件)を占めており、純粋に歩行者の責によるものが0.5%の5件(36年、2.7%、21件)に過ぎない状況である。

車輛台数の激増、大型化、スピード化の現状にかんがみ、交通規則の徹底と安全運転の意識高揚等に格段の配意をされたい。

交通事故発生状況

区分	事故発生件数	事故内訳		備考
		死者	負傷者	
35年	748件	38人	1,013人	11,637,000円
36年	1,111	65	1,241	16,588,000
37年	1,208	49	1,242	17,845,000

00593

9 道路標識の設置について

36年度までに公安委員会が設置した道路標識は 974本で、37年度は929,460円の経費をもって規制標識及び指示標識の新設並びに取替を350本行なっているが、公安委員会が設置すべき道路標識の要設置箇所数の調査、は握は充分でなく、設置及び更新についての計画が樹立されていないので検討されたい。

なお、道路標識中、反射式標識は鳥取市、米子市等の市街地に設置されているのみであり、追越禁止区間標識は従来から設置されていない実情にある。車輛等の激増 (36年度37,062台に比し128.3%、10,478台の増加) 交通違反件数の倍増のほか、道路標識令の改正 (S38.5.1) に伴わない道路標識の大部分が設置換を要することとなつておるので、県当局はこれらに対処するための予算措置につき配慮されたい。

10 外勤運営について

監査時における外勤警察官の配置状況は次表のとおりで、公安委員会規則定員278名に対し、現員は224名で

59名の欠員、また、刑事警察の強化並びに派出所等統廃合による本部長訓令 (暫定措置) 定員249名に比しても25名の欠員を生じている。この不足は補動により運営しているが、事件発生に際しての特別勤務及び担当地区内における事件発生の前予防並びに動勢は握等各段の業務遂行に困難を生じているものと認められた。

警察活動の源泉は第一線外勤活動に負うところが多いので、署の定期監査報告並びに前記警察官の配置の項で述べたとおり、警察官の充実を図り、単独勤務ができればという一層の配慮を望む。

00594

(定) 昭和39年10月15日 木曜日 鳥取県公報 (号外) 第66号

00594

外勤勤務員の現況表

(昭38.9.1現在)

区分	外勤定員		現員		員		外勤1人当り負担量	
	公安委員会規則	本部長暫定措置	署下	駐在所派出所	計	面積	世帯数	人口
岩鳥郡	10	9	2	8	8	17.44	489	2,541
井取	60	54	19	44	46	6.12	456	2,191
家頭	23	19	10	17	17	25.78	461	2,421
智頭	12	10	1	8	9	38.59	453	2,255
浜倉	13	10	1	9	9	15.50	553	2,850
八木	41	38	1	35	35	15.91	548	2,495
境	17	15	1	11	12	15.67	574	2,797
子橋	68	61	1	57	57	6.09	526	2,360
米子	12	12	9	12	12	1.73	756	2,827
港	10	9	9	9	9	29.40	447	2,356
坂	12	12	1	9	10	39.48	415	2,004
計	278	-249	5	219	224	平均	平均	平均

(注) 公安委員会規則定と本部長暫定措置による定員の差 (29名) は刑事警察力の強化 (専務警察官の強化) のためによるものである。

11 経理出納その他事務処理について

(1) 公安委員会費で、道路標識202箇分の特殊加工を

するために委託契約し、この経費を工事請負費で399,960円支出しているが、支出科目につき検討を要する。

00595

- (2) 道路標識の設置に要する経費が2科目に予算計上されている。適正科目に統合されたい。
- (3) 警察職員費において
警察共済組合への償還金を負担金補助及び交付金で6,854,102円支出しているが、契約書に照し、借料及び借料よりの支出が適正と認められるので留意されたい。
- (4) 署員に対する自転車のタイヤ、チューブの購入、支給については、署の監査報告書で述べたところであるが、各署分一括し本部において発注するものについて、購入及び代金の支出方法についての適正処理に留意されたい。
- (5) 外勤用オートバイ76台のうち、老朽化して第1線においての使用が不相当と認められるものが15台ある。使用不能とならないまでに、適期に更新することにつき配慮されたい。
- (6) 公安委員会費中、備品費及び各署に令達された消耗品費で当初目当以外に使用されているものが見受

けられた。予算の適正執行に留意されたい。
 (7) その他署の経理、事務処理に留意を要するものについては署の監査報告で述べたとおりであり、これらについては一層適切な指導の要がある。

地方労働委員会事務局 昭和38年10月3日 監査
 監査委員 浜田 庄二
 同 中田 玉平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳出 (単位 円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額
社会及労働施設費	11,728,000	11,265,456	462,544
計	11,728,000	11,265,456	462,544

2 事務処理のための会場確保について

ア 事件処理に当り徹夜に亘る場合がしばしばあり、このため中部、西部地区における会場の借上使用料

00595

は多額を要し、また、借上げに種々困難を生じている現状である。
 合同庁舎の建設促進等これが対策に県当局の配慮が望ましい。

県会事務局 昭和38年10月28日 監査
 監査委員 中田 玉平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入 (単位 円)

科 目	予算額	測定額	収済入額	不納欠損額	収入未済額	予算増減比
寄附金	905,000	905,000	905,000	-	-	-
計	905,000	905,000	905,000	-	-	-

歳出 (単位 円)

科 目	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	不用額
科 目	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	不用額

款 費	議 費	議 費	議 費		
諸支出金	81,971,000	248,000	82,219,000	79,698,757	2,520,243
計	81,971,000	248,000	82,219,000	80,458,757	2,520,243

(2) 経理出納その他事務について

ア 諸支出金760,000円の支出は、昭和34年4月県会議員改選の際、新議員19名に対する4月分報酬を支給していなかったため追加支給したものである。予算経理事務に遺漏ないよう配慮されたい。

イ 資金前渡、旅費概算支出等の精算事務手続の遅延しているのが見受けられる。県会計規則の規定を厳守されたい。

人事委員会事務局 昭和38年10月28日 監査
 監査委員 中田 玉平

1 予算の執行について(1)当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

00597

歳入 (単位 円)

科目	予算額	調定額	収入額	収入未済額	予算額に比し増減	摘要
雑収入	25,000	34,000	34,000	—	9,000	公平委員会 委託金

(単位 円)

科目	予算額	子備費		不用額	摘要
		支出額	予算現額		
銀行費	11,090,000	581,080	11,671,080	11,156,498	514,582 人事委員 会費

(2) 経理出納の他事務について

ア 公平委員会事務委託金の収入にあたり、一部調定事務処理が遅れているものがあつた。
適時処理されたい。

2 旅費関係規定の改正について

職員等の旅費の支給に関する規則の行程表関係の改正方については決算審査意見書にも述べたとおりで、道琴橋梁の新設改良、交通機関の発達等により、実情に

合わない点が多いので、これが改正方について検討善処を重ねて要望する。

昭和38年10月3日 監査

商 工 課 濱 田 庄 平
 監査委員 中 田 玉 章
 同 千代西尾 泰 章
 同

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入

(単位 円)

科目	目	予算額	各 種 選 入 額	予算現額	調 定 額	収入済額	不 没 額	収 入 済 入 額	予算額に比し増減
一般	一般会計	40,882,000	485,000	40,397,000	45,655,056	45,655,056	—	—	5,258,056
款	使用料及び手数料	9,471,000	—	9,471,000	9,353,858	9,353,858	—	—	△ 117,142
〃	国庫支出金	668,888,000	1,691,000	667,197,000	659,402,471	659,400,121	2,150	200	2,203,121
〃	雑収入	719,241,000	2,176,000	717,065,000	724,411,385	724,409,055	2,150	200	73,440,035
合	特別会計	41,848,000	—	41,848,000	41,980,000	39,813,420	—	—	△ 2,034,580
特	中小企業振興資金助成								

歳出

(単位 円)

科目	目	予算額	各 種 選 入 額	予算現額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
一般	一般会計	764,247,000	15,662,970	748,584,030	748,584,030	747,849,237	734,793
款	産業経費	14,300,000	—	14,300,000	14,300,000	14,300,000	—
〃	諸支出金	220,000	—	220,000	220,000	220,000	—
〃	器具	778,767,000	15,662,970	763,104,030	763,104,030	762,369,237	734,793
合	特別会計	41,848,000	—	41,848,000	41,848,000	39,590,000	2,258,000
特	中小企業振興資金助成						

00598

(2) 経理出納その他事務について

ア 産業用火業許可手数料等過年度未収となつていた2,350円のうち、当年度に2,150円(6件)を欠損処分していたが、処分前の支払能力等の調査と収納督促に努力の要があるものと認められた。今後の取扱いは一層慎重を期されたい。

イ 度量衡検査手数料収納にあたり、収入証紙の消印事務整理が遅れて、なかには収入年度区分を誤つていと思われれるものがあつた。遅滞なく整理されたい。

2 中小企業振興資金助成事業について

特別会計中小企業振興資金助成事業の当年度貸付額は設備近代化分23企業31,950,000円共同施設分4組合7,640,000円、計39,590,000円で、前年度より5,070,000円増加し、この貸付累計額は109,242,000円となつているが、既貸付額のうち償還期の来ているもので、当年度末現在2,166,580円(現年度分1,486,580円、過年度分680,000円)が未償還となつている。本事業のさ

らに円滑な運営を期するため、未償還貸付金の回収につき一層努力の要がある。なお、貸付規則によると支払期日までに貸付金を償還しなかつたときは、違約金を徴収できることになつているが、この条項の適用についても検討を望む。

3 災害資金損失補償について

鳥取市火災復興のための融資総額295,744,014円(3割補償分)のうち当年度末の未回収残額は35件18,860,729円となつているが、このうち回収見込のないものについては県、鳥取市折半で年次計画により損失補償をすることになつており当年度も1,000,000円(県分のみ)を補償していた。前記未回収残額については鳥取市及び関係金融機関と緊密に連携をとりつつ早期回収に努められたい。

4 出先機関及び県出資団体について

大阪事務所、工業試験場、物産館、計量検定所、信用保証協会については、それぞれの監査報告で述べたとおり、本庁で措置対策を講ずべき点も少くないので、

これらについて検討善処を重ねて要望する。

地下資源開発局 昭和38年10月3日監査

監査委員 浜 田 任 二
同 中 田 玉 平
同 千代西尾 泰 章

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入 (単位 円)

科 目	予算額	各課へ各連額	予定額	収入額	不納収入欠損未済額	予算額に比し増減
公企業及財産収入	—	—	134,000	134,000	0	0
計	—	—	134,000	134,000	0	0

歳出 (単位 円)

科 目	予算額	各課へ各連額	予算現額	支出资額	不用額
産業経済費	4,573,000	179,100	4,393,900	4,318,220	75,680
計	4,573,000	179,100	4,393,900	4,318,220	75,680

(2) 経理出納その他事務について

ア ウラン鉱区の租鉱料については、前回の監査でも指摘されたが、今だに未契約のままとなつている。早期に契約を妥結するよう配慮されたい。

イ 地下資源の調査のため現地で雇傭した人夫賃の資金前渡支出後の精算が遅れていたため留意されたい。

職業安定課 昭和38年10月4日監査

監査委員 浜 田 任 二
同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

00601

(単位 円)

歳入	科目	子算額	各各	解達	予算現額	調定額	収入済額	予算現額に 比し増減	附記
分担金及び負担金		290,000	-	-	290,000	102,056	102,056△	187,944	緊急失業対策事業 貸付基金 職業訓練費手数料
使用料及び手数料		366,000	-	-	366,000	245,000	121,000△		
国庫支出金		39,879,000	-	-	39,879,000	31,355,901	8,523,099△		
雑収入		4,804,000	4,804,000	-	4,804,000	-	-		
合計		45,339,000	4,804,000	40,535,000	31,702,957	31,702,957△	8,832,045		

(単位 円)

歳出

科目	子算額	各各	解達	予算現額	調定額	収入済額	予算現額に 比し増減	附記
社会及び労働施設費	74,241,000	230	45,712,961	28,528,039	20,600,580	7,927,459	230	
諸支出金	230	-	-	230	230	230	0	
合計	74,241,230	230	45,712,961	28,528,269	20,600,810	7,927,689	230	

2 具有財産の管理について

(1) 職業訓練所において、訓練実習によつて取得した具有財産で、所からの取得報告がなくして財産台帳に登録もれとなつていいるものがある。報告の励行方に

ついてさらに努力し、財産の明確化と適正管理に留意の要がある。
(2) 所普の具有財産につき財産台帳副本を備え実態を把握しおきたい。

00602

(3) 鳥取公共職業安定所の敷地は具有地であるが、同所との土地使用関係が不明確である。貸借契約を締結しておくことが至当と思われるので、当局の検討を望む。

3 大阪青年寮について

財団法人大阪青年寮の運営に対し、当年度も814,000円の補助金を支出していたが、当寮は設立当初の基本財産をも取り崩している実情で、関係当事者の努力にもかかわらず経営は容易でないものと認めた。決算審査意見書にも述べたとおり、少くとも人件費の大部分を補助し、設置目的に沿つた健全な運営が期せられるよう指導援助を望む。

4 日雇労働者雇用促進について

日雇労働者の常用就職の推進を図るため、事業主に對する雇用奨励金の交付並びに就職者に対する就職支度金の貸付制度を創設し、当年度に交付金914,000円、貸付金600,000円を予算化していたが雇用時期がずれ、予算の一部を不用額としていた。

新規事業で見込みがたになかつた点もあるが、計画的な雇用促進指導に一層配意を望む。

5 出先機関について

職業訓練所、内職公共職業指導所については、それぞれ定期監査報告で述べたとおりで、本庁において措置を要する点については検討善処を重ねて要望する。

光 課 昭和38年10月4日監査
監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 年度繰越額	各 年度繰越額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比	予 算 現 額 増 減
一般 會計 使用材料及手数料	—	—	—	125,350	125,350	—	—	125,350
国庫支出金	14,792,000	—	14,792,000	7,191,500	7,191,500	—	△	7,600,500
雑 収 入	6,328,000	—	6,328,000	6,848,000	2,800,000	4,048,000	△	3,528,000
合 計	21,120,000	—	21,120,000	14,164,850	10,116,850	4,048,000	△	11,005,170
特別 會計 県立大山観光事業	7,931,000	7,900,000	—	—	—	—	△	31,000

歳出

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度繰越額	各 年度繰越額	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
一般 會計 費	10,706,000	—	238,000	10,468,000	9,647,990	—	820,010
公 庫 費	38,908,000	—	14,497,271	24,410,729	19,206,751	4,110,000	1,093,978
観 光 施 設 費	39,907,000	46,100,000	1,919,800	84,087,200	74,797,273	9,209,000	89,927
観 光 診 断 事 業 費	500,000	—	—	500,000	480,249	—	19,751
合 計	90,021,000	46,100,000	16,655,071	119,465,929	104,132,263	13,310,000	2,023,666
特別 會計 県立大山観光事業	7,931,000	—	—	5,737,724	4,031,955	—	1,705,769

(2) 経理出納その他事務について

大山国立公園施設整備事業(環状道路)に対する地元協力費として当年度関係市町に対し総額5,148,000円を割当し、このうち年度内に1,100,000円収納残額4,048,000円が未納となっていたが、これが収納促進に一層努力されたい。

2 県立大山観光会館事業について

同会館は当年度3,204,963円の赤字決算となり、経営は容易でないものがあるが、同館の監査報告及び決算審査意見書にもよつたとおり、運営方針の確立並びに施設設備の改善、環境の整備等検討すべき点が認められるので、当局の善処を重ねて要望する。

3 土地使用貸借契約について

観光施設関係の財産として避難小屋、休憩舎、公衆便所等の建物を県下40ヶ所に設置し管理しているが、この建物を設置している土地の所有者との貸借契約については、当年度に営林省所管のもの6件、私有地3件、計9件(ほか県有地及び厚生省所管で契約を必要と

しないものが10件ある。)を完了していたが、なお21件が未だ結となつている。これが貸借契約の促進について努力されたい。

政 課 昭和38年10月4日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳 入 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 年度繰越額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 収 入 未 済 額	予 算 現 額 比	予 算 現 額 増 減
国庫支出金	642,000	—	642,000	605,800	605,800	0	0	△36,200
雑 収 入	642,000	—	642,000	800,476	800,476	0	0	476
計	642,000	—	642,000	1,606,276	1,606,276	0	0	35,174

00695

歳出 (単位 円)

科目	予算額	各年度繰越額	予算現額	支出済額	不用額
社会及労働施設費	3,645,000	—	3,645,000	3,469,805	175,195
諸支出金	—	—	193	193	0
計	3,645,000	—	3,645,193	3,469,998	175,195

(2) 経理出納その他事務について

各行政事務所における講習会、座談会等開催に要する諸経費の資金前年度で連れ勝ちとなっているものがあるので留意されたい。

歳入

1 本庁購入にかかる物品で、各行政事務所へ交付又は貸与したる場合、これが受取、保管管理、並びに照合整理を助行されたい。

厚生 援護課 昭和38年10月9日 監査
 監査委員 浜田 庄二
 同 千代西尾 泰 草

1 予算の執行について
 (1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

(単位 円)

科目	目	予算額	各年度繰越額	予算現額	調定額	収入済額	納入欠相額	収済額	入額	予算現額に比し増減
一般会計	分租金及負担金	125,000	—	125,000	35,000	35,000	—	—	—	△ 90,000
	使用料及び損料	100,000	—	100,000	60,000	60,000	—	—	—	△ 40,000
	国庫支出金	278,396,000	—	278,396,000	255,387,611	255,387,611	—	—	—	△ 13,008,389
	雑収入	18,345,000	—	18,345,000	12,690,694	12,687,889	2,805	—	—	△ 4,390,889
合	計	296,966,000	10,048,000	286,918,000	278,173,305	278,170,500	2,805	—	—	8,747,500

00606

歳出

特別会	計	予算額	前年度繰越額	予算現額	各年度繰越額	収入済額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
災害救助	基金	4,476,000	—	4,476,000	4,439,667	3,495,617	—	944,050	980,383

(単位 円)

科目	目	予算額	前年度繰越額	予算現額	各年度繰越額	収入済額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
一般職員	計	431,000	—	431,000	431,000	431,000	431,000	—	—
	生活保護費	338,534,000	26,189,910	180,000	149,869,283	215,034,627	211,420,959	—	3,613,658
	社会福祉費	113,289,000	—	300,000	11,612,784	101,976,216	51,167,047	—	2,344,169
	世帯電話	3,305,000	—	—	902,376	2,702,624	2,544,705	—	157,918
	繰出金	745,000	—	—	—	745,000	744,261	—	739
合	計	456,304,000	26,189,910	480,000	162,084,443	620,889,467	266,307,985	48,465,000	6,116,484
特	別	4,476,000	—	—	—	4,367,000	3,386,549	—	980,451
災	害	—	—	—	—	—	—	—	—

2 済生会境港病院運営資金貸付金について
 当年度済生会境港病院に対し、運営資金として3,000,000円を、また、社会福祉法人敬仁会館に対し抵当資金として1,100,000円をそれぞれ貸付していたが、貸付契約に定められた償還期日までに償還がなされていなかった。期限内に償還させるように努められたい。

なお、償還期日までに償還しなかつたときは違約金を徴収するよう契約条項に定めていたが、現実には徴収していなかつた。これが取扱いについても検討の要がある。

3 母来寮の施設について
 母来寮は総事業費72,474,241円 (36年度支出額25,400円)